「公正証書・自筆証書遺言があり、遺言執行者がいない場合」に
ご用意いただく書類です。

＜必要書類＞

書類名	備考	確認欄
≪はじめにご提出頂きたい書類≫		
・遺言書		
・亡くなられた方の戸籍謄本	死亡の事実の確認ができるもの 法定相続情報証明書で代用可	
・相続を受ける相続人の戸籍謄本	被相続人の現在戸籍謄本に記載がない場合 （公正証書遺言の場合は不要） 法定相続情報証明書で代用可	
・相続を受ける相続人・受遺者の 印鑑証明書	受遺者とは法定相続人以外の人 発行日より 6 か月以内のものをご用意下さい	
・家庭裁判所の遺言検認調書謄本 または検認証明書	公正証書遺言の場合は不要	

≪上記書類を当金庫にて確認後、改めてご提出頂きたい書類等≫		
・相続手続依頼書	当金庫所定書式（様式 8） 遺言書で指定された相続人・受遺者（法定相続人以外の人）が記入する	
・非課税（特別）貯蓄者死亡届出書	マル優（マル特）ご利用された方 届出書は各支店にございます	
・通帳、証書	亡くなられた方の普通預金、定期預金等	
・出資証券	当金庫出資金をお持ちの方	
・貸金庫鍵、カード	貸金庫契約があった方	
・未使用小切手、手形用紙	当座預金契約があった方	
・キャッシュカード	普通預金、貯蓄預金等	
・来店して手続きされる方の実印		
・　　〃　　の本人確認書類	運転免許証、健康保険証等	

- 書類関係は**原本**をご提出下さい。当金庫にて原本確認後、書類返却は可能です。
- 「受遺者」とは遺言で財産を受ける、法定相続人以外の方を指します。
- 相続の内容により別途、書類をお願いする場合がございますので、ご承知おき下さい。

＜当金庫所定書式へのご記入について＞

当金庫所定書式へご記入される方	確認欄
対象預金の相続人、受遺者	

- 「受遺者」とは遺言で財産を受ける、法定相続人以外の方を指します。